（平成二十八年総務省告示第三百五十一号の一部訂正）

第一条　平成二十八年総務省告示第三百五十一号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前				
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］				［同上］				
日本のこころを大切にする党	支部の数	三三	三七	日本のこころを大切にする党	支部の数	三四	三七	届出年月日 平成二十八年四月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三三	三七		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三四	三七	
［略］				［同上］				
日本のこころを大切にする党	支部の数	三四	三三	日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三四	届出年月日 平成二十八年五月十三日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三四	三三		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三四	
［略］				［同上］				
日本のこころを大切にする党	支部の数	三四	三四	日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三五	届出年月日 平成二十八年六月一日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三四	三四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三五	
日本のこころを大切にする党	支部の数	三五	三四	日本のこころを大切にする党	支部の数	三六	三五	届出年月日 平成二十八年六月八日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五	三四		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三六	三五	
［略］				［同上］				
民進党	支部の数	五三六	四八六	民進党	支部の数	五三七	四八六	届出年月日 平成二十八年六月十七日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三六	四八六		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五三七	四八六	
［略］				［同上］				

備考　表中の［　］の記載は注記である。